

令和2年9月18日

宇都宮市議会議長 櫻井啓一様

議会制度検討会議

会長 鎌倉三郎

議会制度検討会議における検討結果について（第3次中間答申）

令和元年7月より、議会制度の見直しについて検討を進めてきたところ
ありますが、下記の事項について検討結果がまとまりましたので、別紙
のとおり答申いたします。

記

1 災害に備えた取組

1 答申内容

(1) 災害に備えた取組

市域に大規模災害等が発生した際に、議会としてどのように対応し、その責務を果たすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう「宇都宮市議会災害等対応方針」を策定する。

なお、今回は、台風や豪雨による災害の発生に備え、総則と行動マニュアルの地震・風水害編まで策定することとし、引き続き感染症編については、検討を継続する。

ア 災害等対応方針について

資料1「宇都宮市議会災害等対応方針（案）」のとおり

イ 災害等対応方針の実施時期

令和2年9月29日より実施する。

ウ その他

行動マニュアルの感染症編については、新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢等を踏まえながら令和2年度内の策定に向け、引き続き検討を進めることとする。

2 検討経過

令和元年

1 1月22日 **第5回検討会議**

- ・「災害に備えた取組」について協議
災害時の議会対応について方針等を策定することを確認

1 2月17日 **第6回検討会議**

- ・「災害に備えた取組」について協議
対応方針に必要な構成要素を確認

令和2年

2月12日 **第7回検討会議**

- ・「災害に備えた取組」について協議
対応方針の素案を提示し協議

3月24日 **書面による情報提供**

(新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、会議開催を延期)

- ・対応方針の素案に対する各会派の意見を集約し委員へ情報提供

4月30日 **第10回検討会議**

- ・検討項目のこれまでの検討状況を再確認
「災害に備えた取組」について優先的に議論を進めることを確認
- ・対応方針素案の修正案を提示し、各会派の意見を確認

8月 7日 **第11回検討会議**

- ・対応方針の策定に当たり、総則と行動マニュアルの地震・風水害編を9月末までに策定し、感染症編については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、令和2年度中を目途に策定することを決定
- ・対応方針（案）の修正案について協議

9月18日 **第12回検討会議**

- ・対応方針（案）について協議し了承
- ・中間答申（案）について協議

3 委 員

議会制度検討会議

会 長	鎌 倉 三 郎
副会長	中 塚 英 範
委 員	平 松 明 夫
同	福 田 陽
同	菅 原 一 浩
同	宇 梶 哲
同	成 島 隆 裕
同	久保井 永 三
同	郷 間 康 久
同	篠 崎 圭 一
同	馬 上 剛
同	今 井 政 範
同	福 田 久美子
同	金 沢 力
同	小 林 紀 夫

議会制度検討会議作業部会

委員	平松明夫
同	宇梶哲
同	中塚英範
同	久保井永三
同	篠崎圭一
同	馬上剛
同	今井政範
同	福田久美子
同	金沢力夫
同	小林紀夫

(案)

宇都宮市議会災害等対応方針

災害等発生時は・・・

- ◆ 自ら身の安全を最優先
- ◆ 通信手段の確保
- ◆ 災害情報は議会へ
- ◆ いつでも参集可能な準備を

令和2年9月

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 対象とする災害等	1
(1) 基本姿勢	2
(2) 対応方針	2
(3) 方針の運用	4
第2章 行動マニュアル	5
I 地震・風水害編	5
1 発災直後から各期における対応	5
【初動期】（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）	5
【中期】（発災から概ね2～7日）	7
【後期】（発災から概ね8日以降）	8
2 議員の安否確認・報告	11
II 感染症編	13
第3章 資料編	14
1 宇都宮市議会災害等対策対応本部設置要領	14

第1章 総則

1 目的

近年、国内において、50年・100年に一度と言われてきた規模の災害の頻発や、これまでに類を見ない新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、社会・経済情勢に大きな変化が生じている。

その様な中であっても、本市議会は議案の審議及び審査を確実にを行い、また、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価するなど、議会としての基本的役割を果たしていくことはもとより、市民の安全を確保し被害を最小限にとどめるため、執行部と連携し、一丸となって尽力することが求められる。

このため、市域に大規模災害等が発生した際に、議会としてどのように対応し、その責務を果たすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう「宇都宮市議会災害等対応方針」を定めるものである。

2 対象とする災害等

本方針が対象とする災害や事象（以下「災害等」という。）は、次表のとおりとする。

災害等種別	災害等の内容
地震	<ul style="list-style-type: none">・震度6弱以上の地震・震度5弱強の地震が発生し、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握し、議長が必要と認めるもの
風水害	次のいずれかの場合において、議長が必要と認めるもの <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報又は水防警報が発表され、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握した場合・洪水予報が発表となった場合・気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがある場合
感染症	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定された、人から人に伝染すると認められる疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもので、議長が必要と認めるもの
その他の重大危機	<ul style="list-style-type: none">・上記のほか、大規模火災、武力攻撃等により被害が相当拡大し、又は拡大するおそれがあり、社会的影響が大きく全庁を挙げて対応する必要があるものや、国、県、その他自治体の応援を受けながらの対応が必要なもので、議長が必要と認めるもの

3 基本方針

(1) 基本姿勢

ア 議会機能の維持

- ・ 様々な災害等発生時にあっても、議会本来の議事・議決機関、市政のチェック機関としての役割を果たす上での基本機能を維持する。

イ 執行部等との連携

- ・ 発災時、執行部が災害等対応に専念し、応急活動を円滑・迅速に実施できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ・ 災害等に関する正確な情報を迅速に収集し、執行部と共有する。
- ・ 執行部が復旧・復興の取組を的確に実施できるよう、施策の決定や財政措置に係る協力のほか、国、県を含む関係機関への要望活動等、必要な支援を行う。
- ・ 上記に当たっては、広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携する。

(2) 対応方針

ア 適切な議会運営の確立

- ・ 災害等の状況に応じ、安全確保を第一としながら、本会議・委員会の開会の的確な判断を行い、市政に不可欠な議会運営を確保する。

イ 議員の基本行動の確保

- ・ 議員は、自身が議会機能を維持するための基本的構成員であることを十分に認識し、自らの安全確保を第一に行動する。
- ・ 災害等時、議員は、活動の基盤である地域社会の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧等に向け、事態に即応した活動を行うとともに、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- ・ 発災時、議員は、自身の安否、所在を明らかにするとともに、議会等が招集された場合には速やかに参集するため、日ごろから議会事務局等との連絡手段、議会への交通手段等について確認しておく。
- ・ 平時から地域の防災情報を把握するとともに、総合防災訓練や地域の防災訓練等にも積極的に参加し、防災意識の向上に努める。

ウ 執行部への支援

- ・ 発災等直後において、執行部が災害等対応に専念できるよう、会派及び議員から執行部への要望、情報提供等は、緊急の場合を除き、直接執行部ではなく、議会を通じて実施する。

エ 確実な対応に向けた体制の整備

- ・ 上記ア～ウを確実に推進するため、以下のとおり、「宇都宮市議会災害等対応本部」（以下「対応本部」という。）を設置する。

① 対応本部の設置

- ・ 議長は、議会機能を維持するとともに、執行部が宇都宮市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）において行う災害等対応に議会としての的確な協力・支援をするため、必要に応じ、対応本部を設置する。

② 対応本部の所掌事務

- ・ 本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、適切な議会運営に向けた対応の協議
- ・ 国、県、議長会等の関係機関に対する要望活動の調整
- ・ 議員が把握した被災情報等の集約及び当該情報等の市対策本部への提供
- ・ 市対策本部から入手した災害等情報の議員への伝達
- ・ 市対策本部からの依頼事項への対応
- ・ 市対策本部への提案、提言、要望等の調整
- ・ その他、議長が災害等対応に必要と認める事項

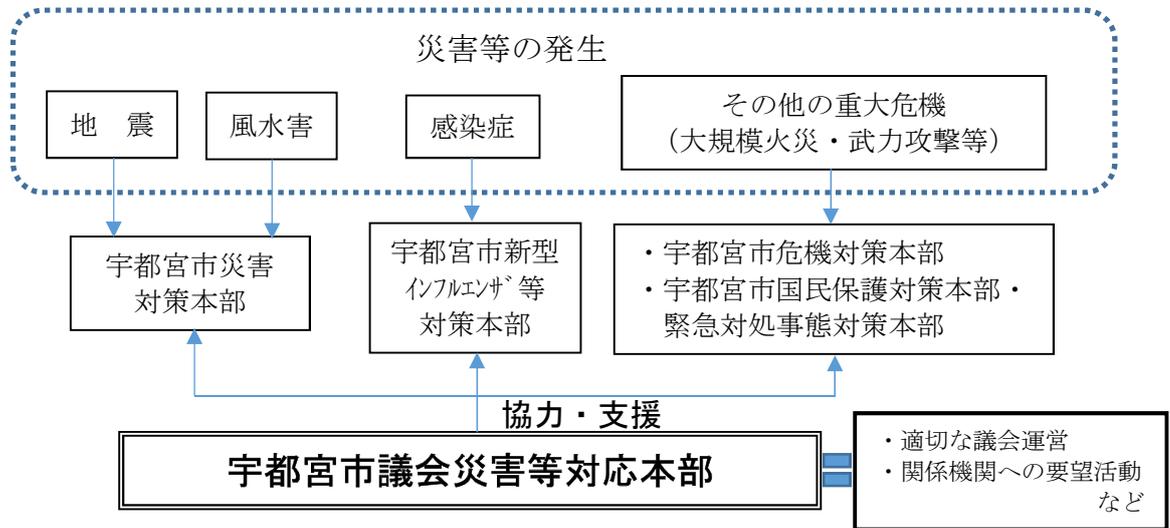
③ 対応本部の組織等

- ・ 対応本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- ・ 本部長には議長、副本部長には副議長、本部員には、各党派代表者会議の構成員をもって充てる。
- ・ 本部長は、本部の事務を総理する。
- ・ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 会議は本部長が招集し、主宰する。

④ 対応本部の事務局

対応本部の事務局は、市議会事務局とする。事務局は、会議の運営を補佐し、会議の内容を記録する。

「宇都宮市災害対策本部等」と「宇都宮市議会災害等対応本部」の関連イメージ



(3) 方針の運用

ア 災害等に備えた環境整備

- ・ 本方針に基づき，災害時等における情報伝達，安否確認などを迅速に行うため，全議員に貸与しているタブレットを有効に活用する。
- ・ 非常用・災害用物資（食料・飲料水等）については，議員各自が確保に努めるものとする。
- ・ 災害時等の活動に当たっては，全議員に貸与している防災服等を活用する。
- ・ 本方針の実効性をより高め，議員及び事務局職員の防災意識の向上を図るため，年1回程度の議員の安否情報把握訓練を実施するほか，議員の参集が困難な場合に備え，オンライン会議の実現等に向けた，継続的な検討を行う。

イ 方針の見直し

- ・ 執行部との確実な連携を図るため，市が策定する宇都宮市地域防災計画や宇都宮市業務継続計画等との整合を図る。
- ・ 新たな課題や状況の変化等を検証し，的確に対応するため，適宜，各会派代表者会議等にて方針内容の見直しを行う。

第2章 行動マニュアル

I 地震・風水害編

1 発災直後から各期における対応

地震・風水害においては、災害の規模や態様、また時間の経過によって、議会に求められる対応も重層的に変化・シフトすることが想定される。

こうしたことから、発災直後から各期において、以下のとおり、柔軟かつ的確な行動をとるものとする。

【初動期】（災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

（1）議会の対応

ア 会議の休憩・散会

会議中に発災した場合、議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行い、必要に応じ、議会事務局に傍聴人その他市民等の避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。

イ 議員の安否確認等

議長は、議会事務局を通じて、速やかに議員の安否を確認するとともに、議会事務局が執行部（宇都宮市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）から得た本市の被害及び市の対応状況についての情報を報告させる。

ウ 対応本部の設置

議長は、イにより市対策本部設置の報告を受けた後、必要と認めた場合には、「宇都宮市議会災害等対応本部」（以下「対応本部」という）を設置し、構成員を招集する。

エ 被災状況等の情報提供

議員からの地域の被災状況等を必要に応じ市対策本部に提供するとともに市対策本部から得た災害等の情報を議長、議員に伝達する。

（2）議員の対応

ア 安全確保

第一に自身の安全を確保するとともに、議員間、議会事務局との連絡体制を確保する。

イ 待機・退庁

会議等により登庁している場合、地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。安全確認後、退庁する場合は、二次災害に十分留意する。

ウ 事務局への安否連絡

議員は、震度6弱以上の地震、又は議長から安否確認の依頼があった場合には、議会事務局へ安否を連絡する。(基本的にはタブレットを活用する。)

エ 地域の被災状況等の把握・情報提供

地域の被災状況等を把握した場合には、必要に応じて、タブレット等により議長又は対応本部に以下の事項について情報提供する。

【情報提供事項】

- ・ 議員氏名
- ・ 発信日時
- ・ 発生場所または発生地域（地区・町会等、住所又は名称など）
- ・ 概要（現場の画像や映像などを含む）
- ・ 対応状況
- ・ 要望等

また、対応本部から提供された情報を必要に応じて市民や地域の防災市民組織などに提供する。

オ 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災市民組織などが行う災害時の地域活動に可能な限り協力・支援を行う。

(3) 事務局職員の対応

ア 傍聴人等の安全確保

傍聴人その他市民の避難誘導を第一に行い、その後、速やかに事務局職員の安否確認を行う。

イ 被災状況等の情報提供・伝達、対応本部の運営の補佐

対応本部が設置されない場合、又は対応本部が設置される場合であっても設置されるまでの間、議員からの地域の被災状況等を、必要に応じ、市対策本部に提供するとともに、市対策本部から得た災害等の情報を議長、議員に伝達する。

なお、対応本部が設置された後は、対応本部の運営を補佐する。

【中期】（発災から概ね2～7日）

（1）議会の対応

ア 議会運営に係る検討

必要に応じて議会日程の変更等について、検討を開始する。

イ 被災状況等の情報提供（初動期から継続）

ウ 市対策本部との連携

市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市対策本部に対して災害等の情報の説明を求める。

また、対応本部等において、議員から集約・整理した情報の中で、市民の安全確保のため早急な対応が必要と認められるものがある場合には内容を取りまとめ、市対策本部に対し対応を要望する。

※ 対応本部が設置された場合、イ・ウを対応本部が行う。

（2）議員の対応

ア 参集に向けた準備

議員は、議会の開会・再開に向け、いつでも参集可能な準備を整えておく。

イ 地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続）

ウ 災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続）

エ 市民への情報提供、市民要望の把握

対応本部等から入手した災害等の情報を、必要に応じ可能な範囲で市民に提供するとともに、市民の要望等を把握する。

（3）事務局職員の対応

ア 被災状況等の情報提供・伝達、対応本部の運営の補佐

（初動期から継続）

イ 会議設備等の確認

議場、委員会室の放送・録音設備等が正常に作動するか確認する。正常に作動しない場合には、ICレコーダー等の代替機器が使用可能か確認を行う。

また、議場、委員会室が、災害等によって破損した場合には、代替施設の検討を行う。

ウ 報道対応

報道機関の取材・問い合わせ等に対応する。

【後 期】（発災から概ね 8 日以降）

（1）議会の対応

ア 議会活動の開会・再開

議会の開会・再開に向け、本会議や委員会、議会運営委員会等について、開催や協議事項の調整を行う。

イ 議員協議会・説明会の開催

執行機関と協議のうえ、議員協議会・説明会を開催し、市内の被災状況や対策等について報告を受けるとともに、必要に応じて執行機関に対する議会としての提案、提言及び要望等の審議を行う。

ウ 議案（予算等）の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議し議決する。

エ 対応本部における取組

- ・ 被災状況等の情報提供（初動期から継続）

- ・ 市対策本部との連携（中期から継続）

- ・ 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市対策本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

- ・ 関係機関等への働きかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、対応本部で案を検討・調整した内容について、議会として、国、栃木県、関係機関等に対し要望するなどの活動を行う。

また、全国市議会議長会や栃木県市議会議長会などと情報交換・連携を図り、必要な場合には協力して活動する。

- ・ 対応本部の解散の検討

議長は、市対策本部が解散されたときなど、災害の対策措置が十分に講じられていると認めるときは、対応本部の解散について検討する。

(2) 議員の対応
中期と同様

(3) 事務局職員の対応

ア 被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐

(初動期から継続)

イ 議会活動の開会・再開に向けた準備

本会議及び委員会の開会・再開に向け必要な環境整備を行うとともに、再開した場合において、審議を円滑効率的に行うための必要な事務を行う。

ウ 議会情報の発信準備

市議会ホームページの復旧に向けた準備など、市民への議会情報の発信手段の復旧に向けた準備を行う。

災害発生時からの主な行動フロー

○ 初動期（発災から概ね24時間）

時期	議会	議員	事務局職員	
			勤務時間中	平日夜間，土日祝日
発災直後 ～ 概ね24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の休憩・散会 ・議員の安否確認等 ・対応本部の設置 ・被災状況等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保 ・待機・退庁 ・事務局への安否連絡 ・地域の被災状況等の把握・情報提供 ・災害時の地域活動への協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人等の安全確保 ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐

○ 中期（発災から概ね2～7日）

時期	議会	議員	事務局職員
概ね2日 ～ 概ね7日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営に係る検討 ・被災状況等の情報提供（初動期から継続） ・市対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・参集に向けた準備（初動期から継続） ・地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続） ・災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続） ・市民への情報提供，市民要望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐（初動期から継続） ・会議設備等の確認 ・報道対応

○ 後期（発災から概ね8日以降）

時期	議会	議員	事務局職員
概ね8日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動の開会・再開 ・議員協議会・説明会の開催 ・議案（予算等）の審議 ・対応本部における取組（解散の検討を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参集に向けた準備（中期から継続） ・地域の被災状況等の把握・情報提供（初動期から継続） ・災害時の地域活動への協力・支援（初動期から継続） ・市民への情報提供，市民要望の把握（中期から継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報提供・伝達，対応本部の運営の補佐（初動期から継続） ・議会活動の開会・再開に向けた準備 ・議会情報の発信準備

2 議員の安否確認・報告

(1) タブレットの活用

本方針等に基づく安否確認，情報提供等は，基本的に，全議員に貸与するタブレットで行うものとする。

ア 安否確認

震度6弱以上の地震があった場合や，議長から確認があった場合には，グループウェアの活用等の所定の方法により，タブレットを活用して自らの安否の報告を行う。

なお，自らの被災状況で特筆すべき情報がある場合，併せて報告する。

- ・ 身体的状況
- ・ 住居の状況
- ・ 連絡先の変更
- ・ 参集の可否 など

イ 議長からの情報提供

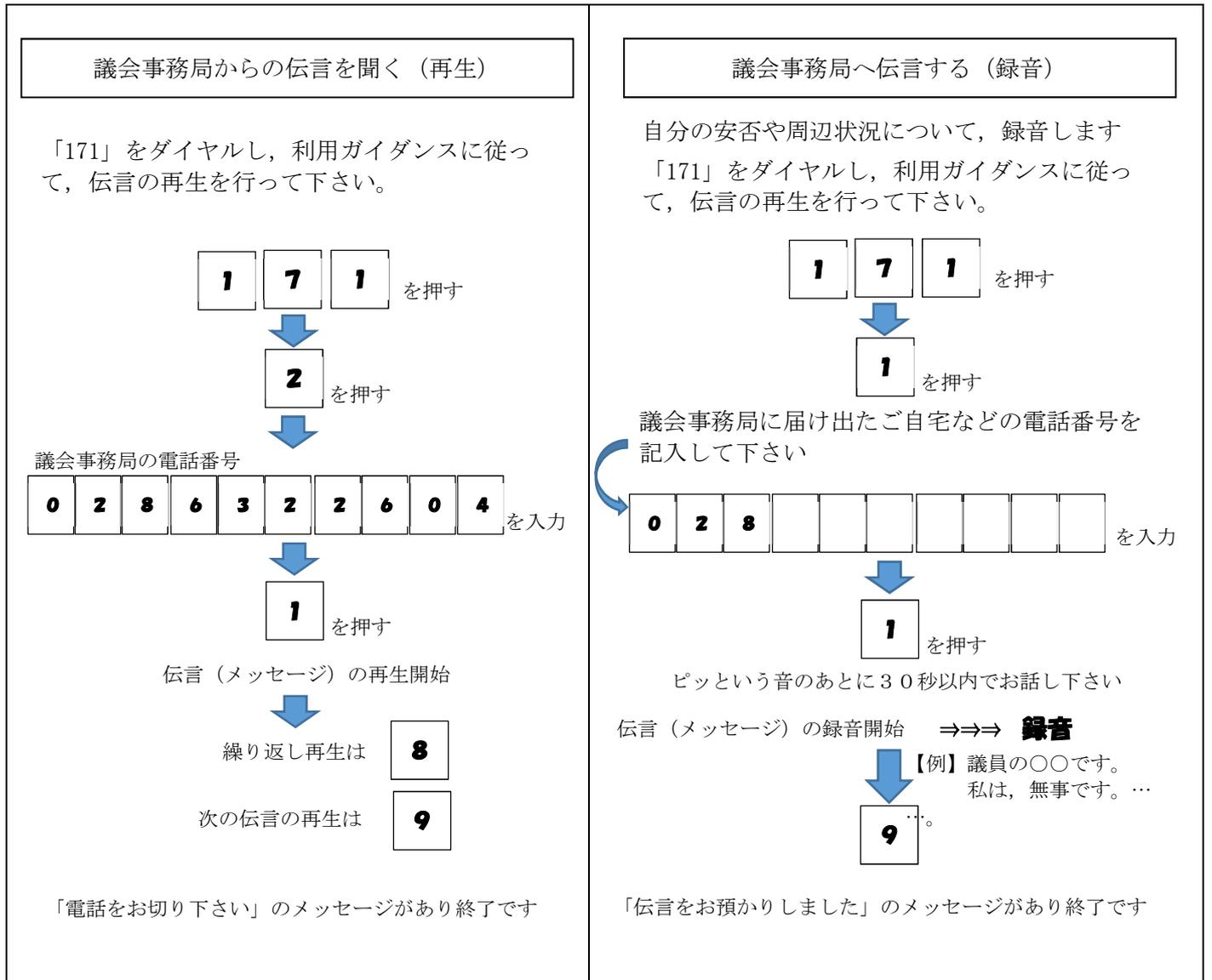
市対策本部からの情報等，議長から議員に提供する情報については，基本的に，タブレットに配信する。

(2) タブレットが使用できない場合

通信障害等によりタブレットが使用できない場合を想定し，災害用伝言ダイヤル等の通信の方法を確認しておく。

災害用伝言ダイヤル操作方法

- 災害用伝言ダイヤル（171）とは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況となった場合に提供が開始される声の伝言板です。



Ⅱ 感染症編

今後作成予定

第3章 資料編

1 宇都宮市議会災害等対応本部設置要領

(設置)

第1条 市域に大規模災害等が発生した際に、議会機能を維持するとともに、執行部が宇都宮市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）において行う災害等対応に議会としての確な協力・支援をするため、議長は必要に応じ、宇都宮市議会災害等対応本部（以下「対応本部」という。）を設置する。

(対象とする災害等)

第2条 対応本部が対象とする災害等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5弱強の地震が発生し、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握し、議長が必要と認めるもの
- (3) 土砂災害警戒情報又は水防警報が発表され、執行部が警戒体制にある中、相当の被害を把握した場合
- (4) 洪水予報が発表となった場合
- (5) 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定された、人から人に伝染すると認められる疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもので、議長が必要と認めるもの
- (7) 大規模火災、武力攻撃等により被害が相当拡大し又は拡大するおそれがあり、社会的影響が大きく全庁を挙げて対応する必要があるもの又は国、県、その他自治体の応援を受けながらの対応が必要なもの
- (8) その他議長が必要と認める場合

(所掌事務)

第3条 対応本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、適切な議会運営に向けた対応の協議
- (2) 国、県、議長会等の関係機関に対する要望活動の調整
- (3) 議員が把握した被災情報等の集約及び当該情報等の宇都宮市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）への提供
- (4) 市対策本部から入手した災害等情報の議員への伝達
- (5) 市対策本部からの依頼事項への対応
- (6) 市対策本部への提案、提言、要望等の調整
- (7) その他議長が災害等対応に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 対応本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長には議長、副本部長には副議長、本部員には各会派代表者会議の構成員（議長、副議長を除く。）をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 対応本部の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和2年9月 日から実施する。